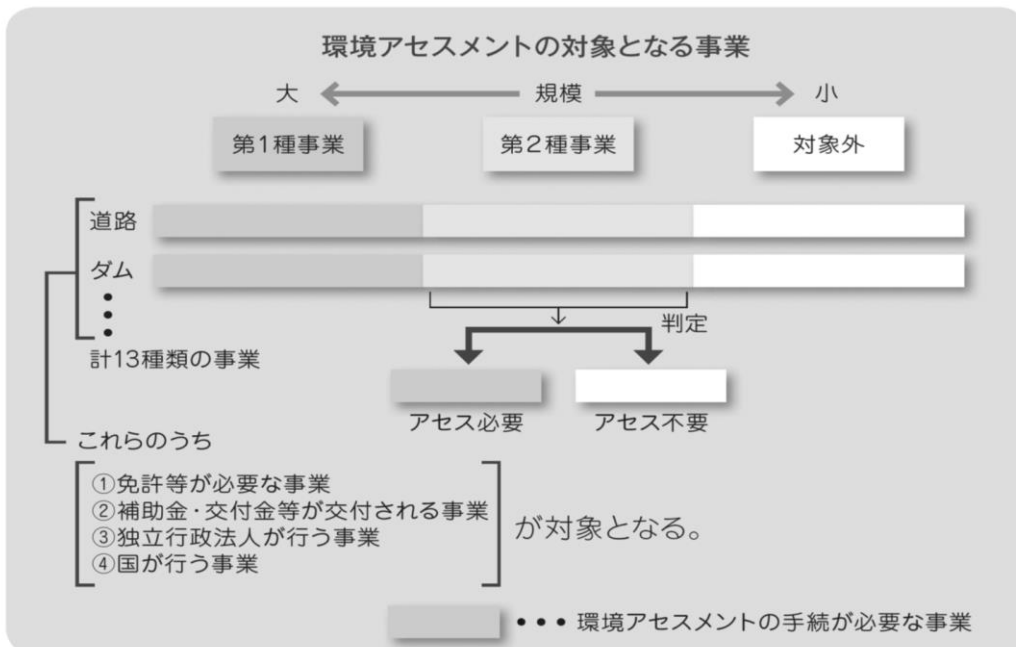


環境影響評価法・徳島県環境影響評価条例の概要



環境省アセスメント制度のあらましパンフP1(抜粋)

環境影響評価法の対象事業



環境省アセスメント制度のあらましパンフP4(抜粋)

環境影響評価対象事業の規模一覧

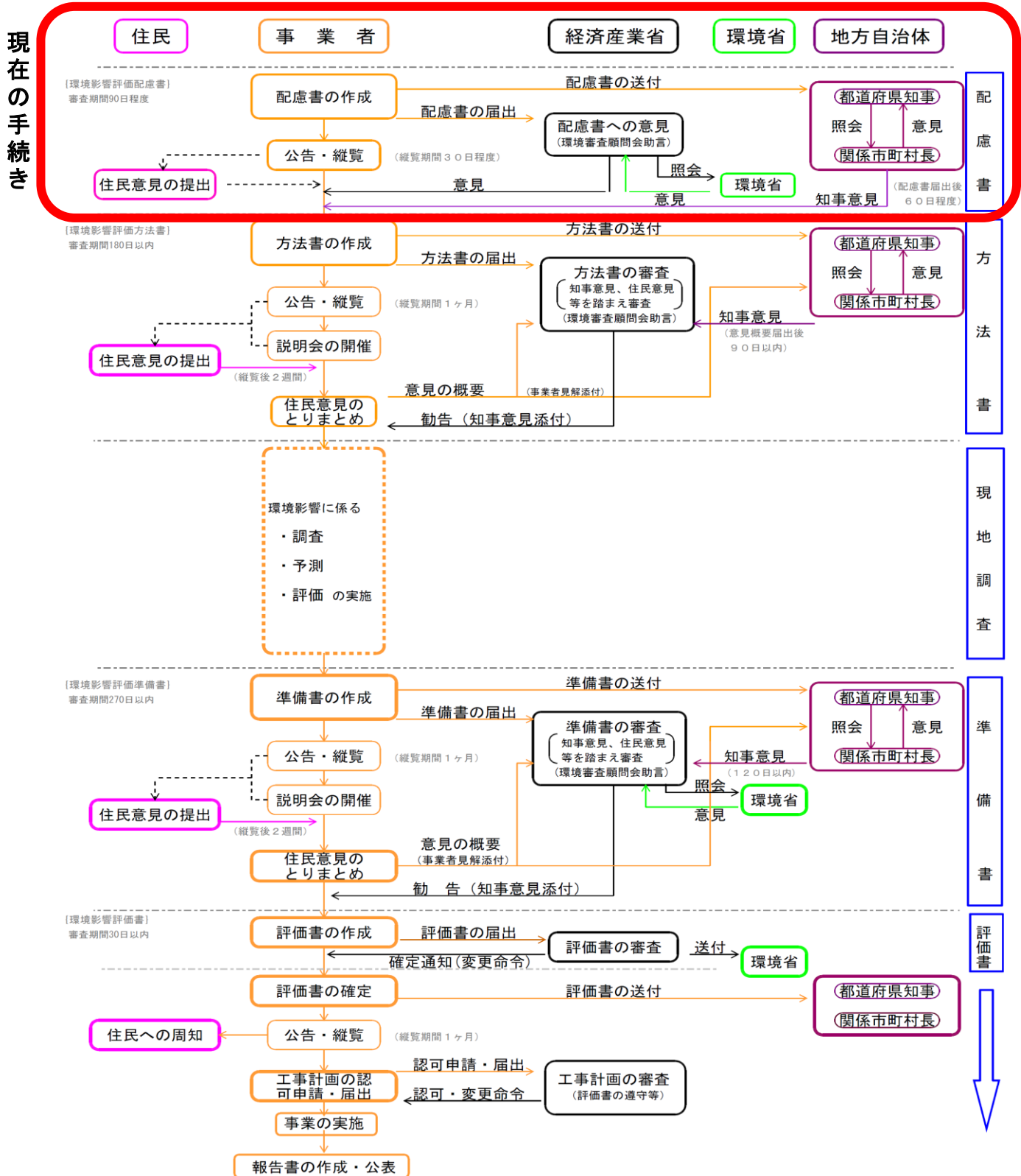
対象事業		環境影響評価法		徳島県環境影響評価条例		
		第1種事業	第2種事業	第1種事業	第2種事業	
1	道路	高速道路	すべて	—		
		一般国道	10km以上(4車線以上)	7.5km以上	7.5km以上(4車線以上)	5～7.5km
		県道、市町村道等			7.5km以上(")	5～7.5km
		大規模林道	20km以上(幅6.5m以上)	15km以上	15km以上(幅6.5m以上)	10～15km
		農業用道路			15km以上(")	10～15km
2	河川	ダム	湛水面積100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha
		堰	湛水面積100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha
		放水路	改変面積100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha
3	鉄道	新幹線	すべて	—		
		普通鉄道	10km以上	7.5km以上	7.5km以上	5～7.5km
		軌道(普通鉄道相当)	10km以上	7.5km以上	7.5km以上	5～7.5km
4	飛行場	滑走路長 2,500m以上	1,875m以上	1,875m以上	1,250～1,875m	
5	発電所	水力発電所	出力3万kw以上	2.25万kw以上	2.25万kw以上	1.5～2.25万kw
		火力発電所(地熱以外)	出力15万kw以上	11.25万kw以上	11.25万kw以上	7.5～11.25万kw
		火力発電所	出力1万kw以上	7,500kw以上	7,500kw以上	5,000～7,500kw
		原子力発電所	すべて	—		
		風力発電所	出力1万kw以上	7,500kw以上	7,500kw以上	5,000～7,500kw
		太陽電池発電所	出力4万kw以上	3万kw以上	3万kw以上	2万kw～3万kw
6	廃棄物処理施設	一般廃棄物焼却施設			150t/日以上	100～150 t/日
		産業廃棄物焼却施設			150t/日以上	100～150 t/日
		し尿処理施設			150kl/日以上	100～150 k日
		廃棄物処分場	30ha以上	25ha以上	25ha以上	15～25ha
7	公有水面の埋立て及び干拓	50ha超	40ha以上	40ha超	25～40ha	
8	土地区画整理事業	100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha	
9	新住宅市街地開発事業	100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha	
10	工業団地造成事業	100ha以上	75ha以上	70ha以上	35～70ha	
11	新都市基盤整備事業	100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha	
12	流通業務団地造成事業	100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha	
13	住宅団地の造成事	100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha	
14	工場・事業			排ガス量10万m3/時以上	5～10万m3/時	
				排水量1万m3/日以上	5～1万m3/時	
15	下水道終末処理場			人口10万人以上	5～10万人	
16	岩石又は砂利の採取			50ha以上	25～50ha	
17	レクリエーション施設	第2種特定工作物(造成面積)			50ha以上	25～50ha
		自然公園(造成面積)			50ha以上	25～50ha
		都市公園(施行区域)			75ha以上	50～75ha
18	農用地の造成事業			75ha以上	50～75ha	
19	畜産施設の設置(造成面積)			50ha以上	25～50ha	
20	複合事業			規則で規定	規則で規定	

※第1種事業：必ず環境アセスメントの手続を行う必要のある事業。

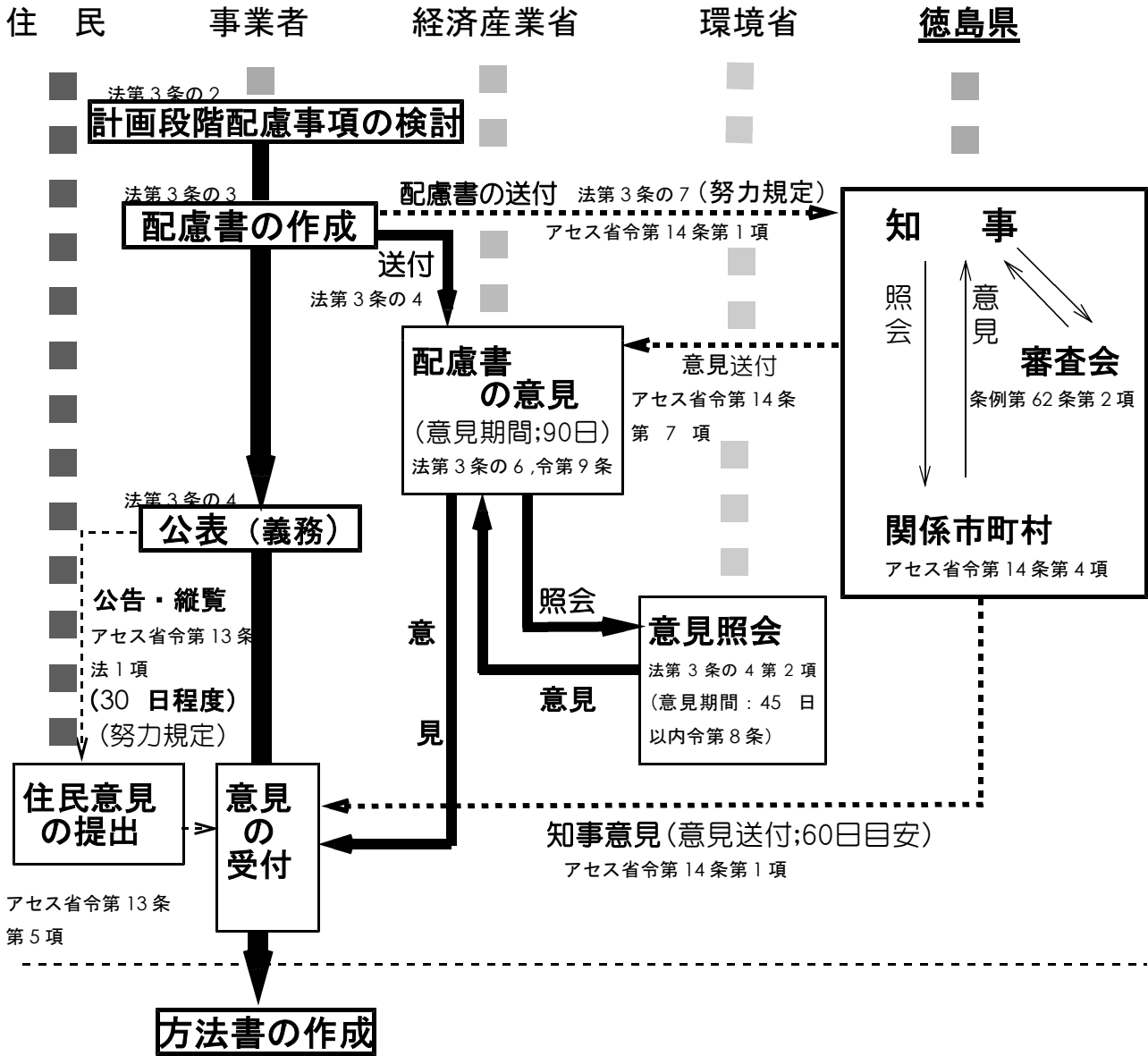
第2種事業：環境アセスメントの手続が必要かどうか個別に判定する事業

発電所に係る環境影響評価の手続きフロー図

1. 第1種事業



【配慮書の手続き（第1種発電事業）】



★ 配慮書における検討項目について (通産省省令第54号第5条第3項による)